

# 山梨県入札監視委員会設置要綱

## (設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律127号）の趣旨を踏まえ、県が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する等のため、山梨県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が発注した建設工事に関し、入札及び契約の手続の運用状況等についての報告を受けけること。
- (2) 県が発注した建設工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約にした理由及び経緯について審議を行うこと。
- (3) 公共工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領（平成13年10月12日付け土総3第10-8号）第4の2（2）の規定による依頼に応じ再苦情の申立てについて審議すること。
- (4) その他知事が審議を要すると認める事項

## (組織等)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しない者のうちから、知事が委嘱する。
  - (1) 建設業を営む者又は建設会社の役員その他建設業を営む者と密接な関係を有する者
  - (2) 山梨県職員であった者（山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号）第6条第1号の行政職給料表の適用を受けていた者に限る。）
- 4 委員が前項第1号に該当するときは、速やかに当該委員を解嘱するとともに、同項の規定により新たな者を委員に委嘱するものとする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議の種類)

第4条 委員会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議（次条第5項において「定例会議」という。）
- (2) 第2条第3号に掲げる事務に係る会議（次条第6項及び第9条第1項において「再苦情処理会議」という。）

#### (会議の開催等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び第3条第7項の委員がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 定例会議は、原則として、3か月に1回開催する。
- 6 再苦情処理会議は、必要がある場合において、開催する。
- 7 委員会の会議は、公開する。ただし、審議会等の会議の公開等に関する指針（平成20年2月5日制定）第3条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

#### (持ち回り会議)

第6条 委員長は、緊急やむを得ない事情により委員会の会議が開催できないときは、関係書類の持ち回りをもって委員会の会議に代えることを決することができる。

#### (事務の委任)

第7条 委員会は、第2条第2号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

- 2 前項の委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

#### (意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、知事又は公営企業管理者に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の規定による意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表する。

#### (再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号に規定する依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、これを知事又は公営企業管理者に送付するとともに、公表する。

3 前項の規定による意見書の送付は、再苦情の申立てがあった日から概ね60日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に行わなければならない。

#### (委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号及び第3号に掲げる事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

#### (秘密を守る義務)

第11条 委員は、職務上知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

#### (委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、県土整備部県土整備総務課において処理する。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から適用する。